

ID: 1099

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特別特定建築物に係る基準適合命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第15条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【根拠条文】 (特別特定建築物に係る基準適合命令等) 第15条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日